

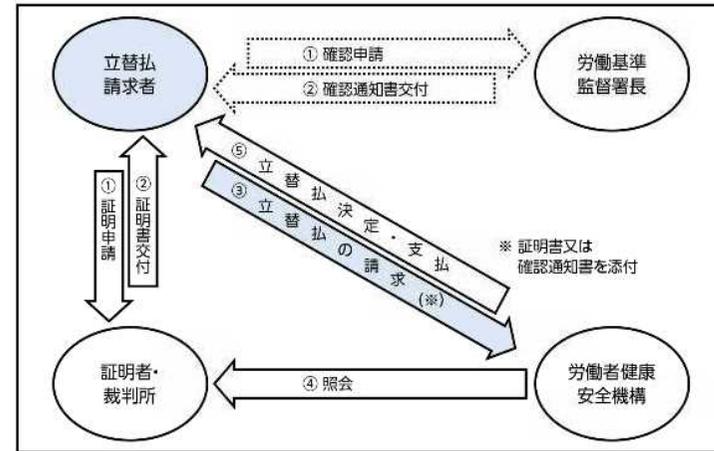
未払賃金立替払の迅速・確実な実施

令和2年度補正予算案:27億円

【制度の概要】

未払賃金立替払制度は、労働者とその家族の生活の安定を図る国のセーフティーネットとして、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づいて、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払する制度である。

退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	立替払上限額
45歳以上	370万円	296万円
30歳以上45歳未満	220万円	176万円
30歳未満	110万円	88万円



【要求趣旨】

未払賃金の立替払の原資について、新型コロナウイルスの影響による雇用情勢の悪化に対応するための必要額を確保するとともに、労働者とその家族の生活不安を迅速に解消するために、立替払の迅速化のための対策を推進する。

未払賃金立替払事業の原資の増額

➤ 未払賃金立替払事業費補助金の増額	2,131,738千円
(令和2年度当初予算額)	7,270,801千円)

(独)労働者健康安全機構の審査体制の強化

➤ 審査要員、受付要員の増員	12,752千円
・審査要員 +1人	
・受付要員 +1人	
➤ 立替払金の振込手数料等の増額	1,914千円

労働基準監督署等での業務体制の強化

➤ 立替払実地調査員及び調査補助員の増員	559,425千円
・調査員 +81人	
・補助員 +196人	
➤ 実地調査経費の増額	6,983千円

未払賃金立替払制度の周知の強化

➤ パンフレットの翻訳、印刷	10,581千円
・日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、ネパール語、韓国語、インドネシア語、スペイン語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語(全14か国語)	
・印刷部数206,600部	

働き方改革推進支援助成金

(テレワークコース) (新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)

	テレワークコース	新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース
①対象事業主	<ul style="list-style-type: none"> ○テレワークを新規で導入する中小企業事業主 又は ○テレワークを継続して活用する中小企業事業主 ※過去に助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に増加してテレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主 ⇒ <u>新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを始める事業主に重点</u>
②支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・労務管理担当者による研修 ・外部専門家（社労士等）による導入のためのコンサルティング 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則・労使協定等の作成・変更 ・労働者に対する研修、周知・啓発
③要件	○評価期間中に1回以上、 <u>テレワークを実施した対象労働者が1人以上いること</u>	○事業実施期間中に <u>テレワークを実施した労働者が1人以上いること</u>
④事業実施期間	(令和2年4月1日以降の) 交付決定の日～令和3年2月15日	令和2年2月17日～令和2年5月31日 (<u>交付決定前の取組も対象</u>)
⑤成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・評価期間中に1回以上、対象労働者全員にテレワークを実施させる ・<u>評価期間に対象労働者がテレワークを実施した回数の週間平均を1回以上とするの「成果目標」を設定</u> 	なし
⑥評価期間	<u>1か月から6か月の間の期間で設定</u> ※この期間で成果目標の達成を判断	なし
⑦支給額 ※それぞれ最も低い額が適用	成果目標達成 補助率：3 / 4 1人当たりの 上限額：20→ 40 万円 1企業当たりの 上限額：150→ 300 万円	成果目標未達成 補助率：1 / 2 1人当たりの 上限額：10→ 20 万円 1企業当たりの 上限額：100→ 200 万円
		補助率：1 / 2 1企業当たりの上限額：100万円 ⇒ <u>成果目標がないため、一律の補助率・上限額</u>

働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）

※時間外労働等改善助成金より改称

令和2年度補正案 315,000 千円

【助成概要】

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇制度を就業規則に整備する中小企業事業主に対し助成
※令和2年2月17日以降に行った取組については、交付決定を行う前であっても、特例として助成の対象とする。前年度（令和元年度）の取組に対しても令和2年度の助成の対象となる。

【助成対象】

就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等 労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

【助成率】

費用の3/4を助成

※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、
4 / 5 を助成

【上限額】

上限額 50万円

高年齢労働者にとって安全で安心して働くことのできる職場環境の整備が必要

60歳以上の高年齢労働者の労働災害は、死傷者数、割合ともに増加傾向

(平成30年には過去最多となり、全労働者に占める割合は、初めて1/4を超えた)

【参考】高年齢労働者の労働災害発生状況

	平成11年	平成30年
全労働者	141,055人	127,329人
60歳以上	21,054人	33,246人
割合	14.9%	26.1%

出所：労働者死傷病報告における
休業4日以上死傷者数

職場での新型コロナウイルスの感染防止のため、従業員が利用者・患者等と密に接触する対人（接客）業務を行うものであって、特に高年齢労働者の労働災害防止対策が必要な業種（社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店）を重点対象業種として支援することが必要

エイジフレンドリー補助金（間接補助金、令和2年度創設）

事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を勘案し、高年齢労働者の安全衛生確保に寄与する取組内容を選定し、モデルとして他の事業場に水平展開して取組を拡げていくもの。

対象者

60歳以上の高年齢労働者を雇用する中小企業等の事業者

(事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を勘案し、高年齢労働者の安全衛生確保に寄与する取組内容を選定・交付決定)

重点対象業種

- ・社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店

対象経費（補助率1/2（上限100万円））

- ・高年齢労働者に優しい機械設備の導入等に関する経費
- ・健康確保のための取組に関する経費 等

社会福祉施設における補助対象取組の例

○移乗用リフト等の導入

介護職員と施設利用客との接触機会（感染拡大リスク）の減少

→ 新型コロナウイルスの感染防止

施設利用者の移乗行為による腰痛防止

→ 労働災害防止



○ウェアラブル端末によるバイタルデータ管理

体調異常者が施設利用客や従業員に接触する機会（感染拡大リスク）の減少

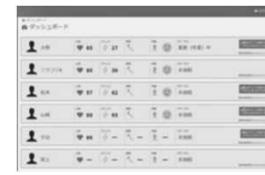
→ 新型コロナウイルスの感染防止

介護職員等の体調の変化を感知し、異常が出る前に管理する

→ 労働災害防止



ウェアラブルセンサーの例

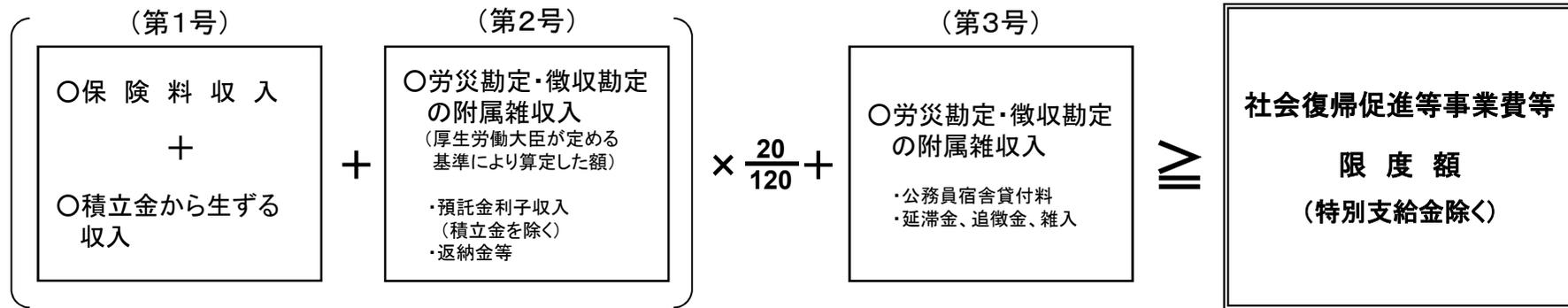


管理画面の例

出典：労災疾病臨床研究事業費補助金
「熱中症予防対策におけるウェアラブル
センサーの活用と効果的な熱中症予防法
の検証」平成30年度 総括研究報告書

社会復帰促進等事業等に要する費用について

○社会復帰促進等事業及び事務費に充てるべき限度額(労働者災害補償保険法施行規則第43条)



○社会復帰促進等事業費等の推移

(単位:百万円)

労災保険料 平均料率	第1号			第2号			第3号			社会復帰 促進等 事業費等 限度額	社会復帰 促進等 事業費等 所要額	限度額に 対する 所要額の 割合(%)	
	保険料 収入	積立金 から 生ずる 収入	計	預託金 利子収入	返納金等	計	公務員 宿舍 貸付料	延滞金 追徴金 雑入	計				
4.5/ 1,000	令和元年度 予算額	875,366	121,438	996,804	5	15,155	15,160	38	5,023	5,061	173,722	160,147	92.19
	令和2年度 当初予算額	907,231	112,096	1,019,327	0	14,628	14,628	36	4,898	4,934	177,260	165,012	93.09
	令和2年度 補正後予算額	907,231	112,096	1,019,327	0	14,628	14,628	36	4,898	4,934	177,260	169,187	95.45

社会復帰促進等事業費(労災保険法第29条各号別)の予算額等の推移(過去5年間)

(単位:億円)

	平成 28 年 度		平成 29 年 度		平成 30 年 度		令和 元 年 度	令和 2 年 度
	予 算 現 額	決 算 額	予 算 現 額	決 算 額	予 算 現 額	決 算 額	予 算 額	補 正 後 予 算 額
I 社会復帰促進事業	249	237	265	237	232	216	229	243 (243)
II 被災労働者等援護事業	94	78	103	94	104	102	88	85 (85)
III 安全衛生確保等事業	325	292	348	311	430	345	537	608 (567)
計	668	607	715	642	766	662	854	936 (896)

※1 (独)労働者健康安全機構(旧労働者健康福祉機構)への交付金については、Iに含めて計上している。

※2 特別支給金は含んでいない。なお、計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

※3 ()書きは当初予算額である。

※4 労働者災害補償保険法(抄)

第29条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者(次号において「被災労働者」という。)の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
 - 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
 - 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
2. 3(略)

未払賃金の立替払(支払)の状況

○ 平成30～令和元年度四半期別の立替払(支払)状況

期間	平成30年度			令和元年度(速報値)		
	企業数 (件)	支給者数 (人)	立替払額 (百万円)	企業数 (件)	支給者数 (人)	立替払額 (百万円)
第1四半期	554	5,906	2,111	447	5,343	1,887
第2四半期	541	5,589	1,990	517	5,498	2,058
第3四半期	511	6,133	2,314	511	6,300	2,266
第4四半期	528	5,926	2,280	516	6,851	2,427
計	2,134	23,554	※8,696	1,991	23,992	※ 8,638

※年額の四捨五入と四半期毎の四捨五入の合計とで100万円ずれが生じております。

(参考)

年 度	企 業 数 (件)	支 給 者 数 (人)	立 替 払 額 (百万円)
平成15年度	4,313	61,309	34,190
平成16年度	3,527	46,211	26,504
平成17年度	3,259	42,474	18,399
平成18年度	3,014	40,888	20,436
平成19年度	3,349	51,322	23,417
平成20年度	3,639	54,422	24,821
平成21年度	4,357	67,774	33,391
平成22年度	3,880	50,787	24,762
平成23年度	3,682	42,637	19,951
平成24年度	3,211	40,205	17,507
平成25年度	2,980	37,143	15,173
平成26年度	2,573	30,546	11,811
平成27年度	2,187	24,055	9,533
平成28年度	2,029	21,941	8,361
平成29年度	1,979	22,458	8,664
平成30年度	2,134	23,554	8,696
令和元年度	1,991	23,992	8,638